

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年) 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1(5)の部中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(6)の部及び(7)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(8)の部及び(9)の部中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(10)の部、(11)の部及び(12)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表(13)の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(5) 中間検査等 をした建築物以外 の建築物に関する 完了検査申請又は 完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした 建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対 する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく 特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以 外の建築物に関する建基法第18条第16項の規定に 基づく完了の通知に対する審査	
(6) 建築設備に 関する完了検査申 請又は完了通知 手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申 請に対する審査又は建基法第87条の4において準用 する建基法第18条第16項の規定に基づく建築設備 に関する完了の通知に対する審査	
(7) 工作物に関 する完了検査申 請又は完了通知 手数料	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1 項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は 建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第 16項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査	
(8) 中間検査等 をした建築物に 関する完了検査 申請又は完了通 知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした 建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は 建基法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了 の通知に対する審査をした建築物に関する建基法 第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する 審査	
(9) 中間検査等 をした建築設備 に関する完了検 査申請又は完了 通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした 建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又 は建基法第18条第19項の規定に基づく特定工程終 了の通知に対する審査をした建築設備に関する建 基法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対 する審査	

(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(12) 工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第88条第1項において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(13) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
(6) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第20項の規定に基づく建築設備	

	に関する完了の通知に対する審査		
(7) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査		
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
(9) 中間検査等をした建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築設備に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第28項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(12) 工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第88条第1項において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項において準用する建基法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(13) 検査済証の交付を受ける前	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若し		

における建築物 等の仮使用認定 申請手数料	くは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の 認定の申請に対する審査	
		

備考 (略)

⑤国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用

現
行

建築基準法

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知: 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



支障

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が急増※した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加(平成26年)。



見
直
し
後

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対しても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



効果

○円滑な審査・検査等が可能となる。

○建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務(監査・違反是正・処分等)にも注力可能に。

